

塩津小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、人間の尊厳、人権に係る重大な問題行動であり生命又は身体に重大な危険を生じさせる行為である。いじめを受けた児童生徒は、生きる権利、教育を受ける権利を著しく侵害されるとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を受ける。(出雲市いじめ防止基本方針 平成26年2月より) よって、学校教育目標に基づき、下記の理念を尊重して教育委員会や家庭、地域と一体となって、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

基本理念

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる、全ての子どもに関係する問題であり、児童一人一人の人権感覚を培い、いじめを行わない、許さない気持ちを育てていく。
- ・いじめを防止するために、教職員は児童が安心していきいきと学校生活を送ることができる集団づくり、個に応じたわかりやすい授業を行うことが重要である。
- ・いじめが発生した場合の対処については、早期発見・早期対応を前提とし、さらに対応の充実を図る必要がある。その際は教育機関と連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた支援や指導を組織的に行う。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条第1項)

学校教育目標

自ら学ぶ意欲と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成

〇めざす子ども像

- ・しっかり考える子（創造的な知性）
 - ・児童が主体的に学ぶ授業の実践
 - ・活用できる学力の定着
 - ・情報活用力の定着
- ・お互いに支え合う子（豊かな心情）
 - ・魅力ある学級づくり
 - ・ふるさとを胸に刻む教育
 - ・一人一人を大切にする特別支援教育
- ・つよい心と体をつくる子（健全な心身）
 - ・自己表現できる子どもの育成
 - ・運動を通じた仲間づくり・体づくり
 - ・自制心のあるメディア接触

〇基本方針

- ・児童を信頼し任せ見守る。
- ・教職員自ら研修を重ね、児童に力をつける。

校内体制

【いじめ問題対策委員会】

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、その組織的な中核となる組織を設置する。
 構成員：校長・教頭・生徒指導主任
 該当児童在籍学級担任
 いじめ問題の取り組みに当たって
 ・学校基本方針に基づく組織の実施
 ・いじめの相談・通報の窓口
 ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有化
 ・いじめの疑いに係わる情報があつた際の緊急対応

【生徒指導体制】

・日常の観察（常時）
 ・「ちょっと聞かせてアンケート」（6月、10月、2月）
 ・アンケートQ U、全職員での結果検討会（8月）
 ・「教職員と一緒に給食を食べよう・話そう」（学期に1回）

【教育相談体制】

・教育相談週間（6月、10月、2月）
 ・スクールカウンセラー相談

【特別支援教育体制】

・「出雲市子ども支援ファイル」の活用
 ・全教職員での児童理解

【その他】

・家庭訪問（4月）
 ・PTA総会（5月）
 ・地域学校運営理事会（5月）
 ・個人懇談（12月）

いじめの未然防止のための取組

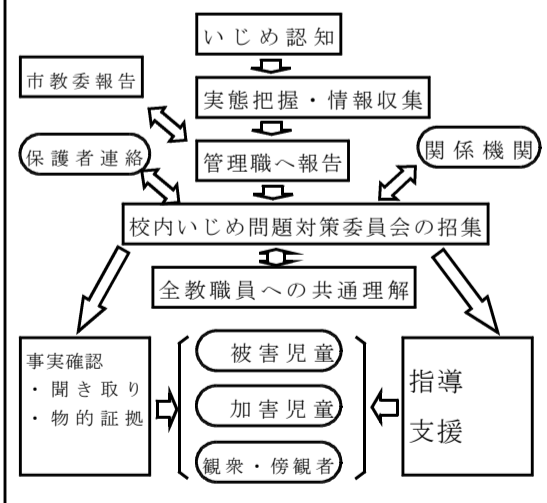
児童が周囲の友達や教職員と信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事を主体的に参加・活躍することができるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
 ○いじめは人として絶対に許されないという雰囲気づくり
 ・わかる授業づくり、基礎・基本の徹底
 ・児童同士の学び合いを取り入れた授業づくり
 ・一人一人を大切にする授業づくり
 ・温かな学級づくり。
 ・他者の役に立っていると感じることができる機会を設け、自己有用感を高める
 ・児童が人権集会を開催する等、児童が自らいじめ問題について学び、主体的に考えるような取り組みをする
 ・道徳教育の充実を図る
 ・特別な支援を要する児童に関わる理解

いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切になる。日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、全教職員で積極的に児童の情報交換を行い情報の共有化を推進する。
 ・日々の観察（健康観察、授業、休憩時間、給食、掃除等の機会に児童の様子に目を向ける）
 ・教育相談の実施（学期に1回ずつ、教育相談期間を設け、担任が児童と面談の機会をもつ）
 ・「教職員と一緒に給食を食べよう・話そう」
 ・アンケートQ Uやちょっと聞かせてアンケートによる児童の実態把握
 ・日記による交流
 ・インターネット等の実態把握

いじめの早期対応

いじめられた児童に非はないという認識に立ち、迅速に適切な対応を進める。組織的な対応により、問題の解決を図る。



重大事態への対応

いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態を防止するため、速やかに教育委員会と連携し、適切に対応を進める。

重大事態

- いじめにより、当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 ・児童が自殺を企画した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。
- 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあつたとき。（出雲市いじめ防止基本方針より）